

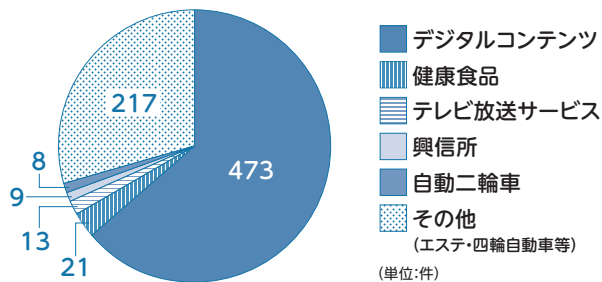
愛知県では、学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校等の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、未成年者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として取りまとめました。学校での消費者教育への取組に是非活用してください。

未成年者に多い消費者トラブル

平成27年度に愛知県に寄せられた相談件数18,899件のうち、未成年者からの相談は741件で、相談件数全体の約3.9%を占めます。

未成年者に多い消費者トラブルは、アダルト情報サイトや出会い系サイト、オンラインゲーム等のデジタルコンテンツで、平成27年度の相談件数は473件、未成年者からの相談の64%を占めています。

〔未成年者の主な相談内容〕



こんな相談が寄せられています！

ワンクリック請求

スマートフォンで無料だと思ってアクセスしたサイトで、「18歳以上」をクリックすると、突然登録となり、高額な請求画面が張り付いて消えなくなった。慌てて「誤作動の方はこちら」と書かれた連絡先に電話をすると「料金を払わなければ退会できない」と脅された。

オンラインゲーム

中学生の子どもが「スマートフォンでSNSのスタンプを購入したい」と言うので、クレジットカードの利用を許したところ、その決済履歴を使って、オンラインゲームのアイテムをカード決済で購入したようだ。30万円の高額請求があり、困惑している。

請求されるまま支払わない!相手には決して連絡しない!

※請求画面が消えない場合は、
独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のホームページを参照
<http://www.ipa.go.jp/>

保護者等の大人と決めた利用範囲のルールを守る! 無断でクレジットカード番号を入力しない!

課金の仕組みや決済方法を保護者等の大人と確認しましょう。
クレジットカードによる支払はカードの所持者の借金(後払い)となります。

注意 コンビニ収納代行を悪用して 料金を支払わせる手口が増加しています!

業者が消費者に「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせる手口が増加しています。

・相手から「支払番号」を伝えられても決して支払わないようにしましょう。

注意 トラブルを解決するといって契約を 結ばせる業者に注意!(二次被害)

インターネットの広告で「請求を止められる」と被害救済を装う業者に相談し、解約の交渉料として高額な請求を受けるケースも多く見られます。

・広告や事業者の説明を鵜呑みにしないように十分注意しましょう。



年齢を偽って入力しない!

未成年者が自身のことを成年であると偽って申込みを行った場合は、契約の取消しが認められません。

★周りの保護者等の大人は……

・ゲームの遊び方やルールを決めた上で、フィルタリング等の制限方法を取りましょう。

・クレジットカード番号の管理には十分注意し、利用明細は毎月確認しましょう。



消費者教育研究校取組紹介

愛知県において消費者教育を推進する「消費者教育研究校」の取組を紹介します。

平成27年度消費者教育研究校 県立豊橋南高等学校・県立一宮北高等学校・県立中川商業高等学校

公民科における実践授業

(県立豊橋南高等学校 石田桂子 教諭)

1 題材

「消費者問題と消費者主権」(第3学年 政治・経済 2単位)

2 ねらい

- ・悪質商法の手口と対策を学ばせ、賢い消費者としての態度を養う。
- ・グループワークによるアクティブラーニングを通して、自らの問題として捉えさせる。

3 授業計画及び取組

(1) 授業計画(1時間完了)

消費者問題と消費者主権(1時間目)

(2) 内容

- ア 所要時間：50分×1時間
- イ 講師：NACS(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)会員
- ウ 教材：「かしこい消費者になろう!!」H25.2県県民生活課発行
プレゼンテーションソフト、ワークシート
- エ 内容説明
 - (7) 契約の基礎知識
 - (1) 消費生活クイズ
若者に多い消費者トラブルについてのクイズ
(ネットワークビジネス、マルチ商法、通信販売、クレジットカード)
個人ワーク、グループワーク、グループ発表、正解と対策
 - (ウ) トラブルに巻き込まれないために
クーリング・オフの説明、悪質業者の特徴
 - (I) 消費者ホットライン紹介



4 生徒の感想

- ・みんなで話し合えて楽しく身についた。またやりたい。
- ・ためになった。賢い消費者になろうと思った。

5 成果

- ・専門家による講座で、最新の情報を学ばせることができた。
- ・短時間で効率的な学習を進められた。
- ・グループワークにより、生徒の既習の程度に応じて主体的協働的な学習を行うことができた。

6 おわりに

消費者教育は、学んだ知識を日常で実践することが肝要であると考えます。そのために、生徒が主体的に学べるような内容が望まれる。外部との連携を活用することで、効率的・効果的な学びを生む一助となろう。



1 題材

「身近に感じられる消費者教育の指導」(第1学年 家庭基礎 2単位)

2 ねらい

- ・消費者教育を総合的に検討し、効果的な授業展開を図る。
- ・生徒が主体的に学習に取り組み、消費者の問題を自分の身近な問題として捉え、意思決定や問題解決ができる能力を養う。
- ・グループ活動等の言語活動を含むアクティブラーニングを活用し、県県民生活課及び県・市町村の消費生活相談窓口等の協力を得て授業を充実させる。

3 授業計画及び取組

「消費者として自立する」の分野の授業計画(家庭基礎 実教出版より)

- (1) 社会の変化と消費生活(2時間) : KJ法、講演会、ロールプレイングを活用
- (2) 消費者の権利と責任(1時間) : 消費生活情報紙「あいち暮らしっく」を活用
- (3) 持続可能な社会環境(1時間) : DVDを活用
- (4) 経済のしくみを知る(1時間) : 消費者トラブル冊子「お悩み相談室」、ワークショップを活用
- (5) ライフステージと経済計画(2時間) :ブレインストーミングを活用

上記7時間の授業に消費者教育啓発教材を効果的に活用し、生徒が主体的に学習活動に取り組み、意思決定や問題解決ができる能力の育成に繋がる指導を試みた。



4 取組の概要と生徒の感想

(1) KJ法、講演会、ロールプレイングを活用した取組

- ・色々な意見があることが分かった。
- ・現場の生の声を聞くことができ身近に起こっていることが分かりとても勉強になった。
- ・トラブル防止対策が具体的に理解できた。

(2) 消費生活情報紙、消費者トラブル冊子、ワークショップを活用した取組

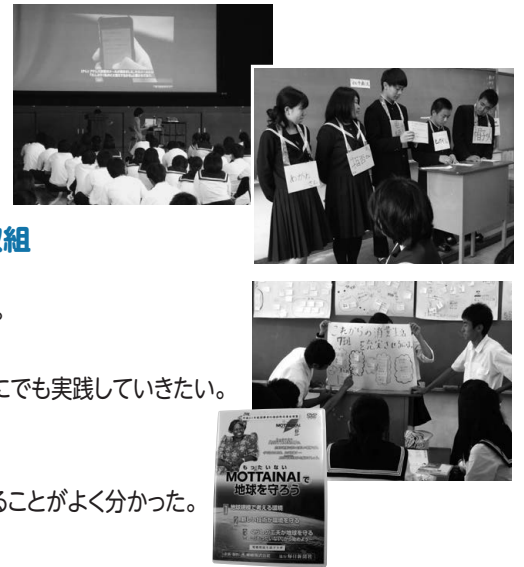
- ・消費者トラブルの具体的な内容が分かり怖くなった。気を付けたい。
- ・クレジットカードやキャッシング、多重債務について具体的に理解ができた。

(3) DVDを活用した取組

- ・環境問題の原因の多くが私たちのライフスタイルにあることが分かり、家庭の中で直ぐにでも実践していきたい。
- ・地球規模で「MOTTAINAI」を考える大切さが分かった。

(4) ブレインストーミングを活用した取組

- ・多くの体験実習や講演会、意見発表をし、消費者として自立することは身近な問題であることがよく分かった。
- ・話し合いを通してまとめて発表することは、将来大切なことだと思う。



5 成果

取組後のアンケートから、2のねらいを上回る効果が得られたことが分かった。授業展開の中で活用した消費生活情報紙や冊子、DVD、講演会等の活用は、具体的に理解を深められるだけでなく、生徒の主体性、能動性、協同性の向上にも繋がった。体験活動を通して積極的に意見交換し、それぞれのテーマについてまとめ、発表したことで、自信を持たせることもできた。課題となった講演会については、次年度は各クラスで講演をしていただく予定である。

6 おわりに

消費者教育研究校の指定を受け、県県民生活課及び県・市町村の消費生活相談窓口等の協力を得て授業を充実させることができた。多くの生徒が主体的に学習活動に取り組み、意思決定や問題解決ができる能力の育成、主体的に学ぶ態度の育成に繋がる取組となり大変感謝をしている。今後は、消費者教育での取組を、さまざまな分野で継続的に実践していきたいと考えている。

1 題材

「人生は選択の連続」(第1学年 ビジネス基礎 3単位)

2 ねらい

ビジネスは限られた条件のなかで、複数の選択肢のなかから1つだけを選ぶ、選択の連続である。消費活動もそれと同様に選択の連続であることを知り、「賢い消費者」となるための知識や態度を育成する。

3 授業計画及び取組

(1) 授業計画

- 第2章 経済と流通の基礎【配当:9時間】
 1節 経済のしくみとビジネス【2時間/3時間】
 2節 社会の変化とビジネスの発展【3時間】
 3節 経済活動と流通【3時間】



(2) 授業概要

- ア 所要時間 50分×2時間
 イ 講師 SMBCコンシューマーファイナンス 増田有香 氏
 ウ 教材 「これであなたもひとり立ち(金融広報中央委員会)」
 自立のための意思決定 生徒記入用プリント



(3) 内容

- ア ライフプランの説明および作成
 イ 自立のための意思決定(グループワーク)



4 成果

- ・ライフプランやワークシートへ記入することで、自分自身の考えを「見える化」することができた。
- ・グループワークを通して他者の意見を聞くことで、考えや知識の幅を広げることができるとともに、選択の重要性に気づくことができた。

5 おわりに

私たちは日々消費活動を繰り返している。そのため日常の買い物に疑問を持たず、そこに商品があることが当たり前という生活を送っている。しかし、そこに「クリティカルシンキング(批判的意識)」を持ち、本当にそれでいいのか?大丈夫か?という視点を常に持つことで「騙されない消費者=賢い消費者」に近づくことができる。この視点を消費者がきちんと持つことで、公正で持続可能な社会の実現にも近づき、よりよい社会を形成することができるであろう。そのためにも、日頃の学習活動に消費者教育の観点を取り入れて実践することの必要性を強く感じた。今回の研究を通して、消費者教育に関わる教材の豊富さにも驚かされた。これらを存分に活用し、今後も授業内容の改善に努めていきたい。

これらの取組の詳細なレポートを「消費生活情報～あい暮らしWEB」で公開しています。
http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/education/school_bout.html

平成28年度 「消費者教育推進 フォーラム」を 開催しました!

愛知県では、学校教育の現場において、より一層消費者教育に取り組んでいただくため、中学校・高等学校の教員による消費者教育の取組事例の紹介及び大学教員による講評・講演を内容とした「消費者教育推進フォーラム」を開催しました。

フォーラムには、教職員を始め、消費者教育に関心のある消費生活相談員、弁護士、司法書士、消費者団体等幅広い分野の方々に御参加いただき、消費者教育への関心の高さがうかがえました。

今後も、「消費者教育研究校」の指定、当フォーラムの開催等を通じて授業での取組事例を幅広く紹介することで、学校教育における消費者教育推進の支援を行っていきます。

平成28年度高等学校・特別支援学校消費者教育推進フォーラム(平成28年7月25日)

実践発表

- | | | | |
|------|------------|----------|-----------------------------|
| ○公民科 | 県立豊橋南高等学校 | 石田桂子 教諭 | 実践に当たっての目標設定、限られた授業時間数の中で |
| ○家庭科 | 県立一宮北高等学校 | 安藤政代 教諭 | 効果的な授業を実施するための工夫、使用した教材、生徒の |
| ○商業科 | 県立中川商業高等学校 | 田中由紀子 教諭 | 感想、成果等について発表していただきました。 |



講評及び講演

演題「高等学校における消費者教育のあり方について」 椋山女学園大学現代マネジメント学部 東珠実 教授

消費者教育推進法は、私たち一人一人の消費者が、周りの人々や社会経済、環境にまで思いをはせて行動できる「消費者市民社会」の実現をうたっていること、また、「消費者教育の体系イメージマップ」や「消費者教育ポータルサイト」を活用した教育の実施の重要性、消費者市民教育で育みたい力「批判的思考を育む」、「問題解決能力を養う」、「自分の意見表明する態度を育む」、「共に生きることの意味を認識する」等についての御講話をいただきました。

平成28年度中学校・特別支援学校消費者教育推進フォーラム(平成28年8月1日)

実践発表

- | | | | |
|------|-----------|---------|--|
| ○社会科 | 一宮市立千秋小学校 | 土田和宏 教諭 | 「消費者教育レポート」ワーキンググループでの活動実績や受験期の生徒を対象に消費者教育を実施する上での課題、ネットショッピング疑似体験を活用した実践授業の指導計画の立て方、学習課題、生徒の感想、成果について発表していただきました。 |
| ○家庭科 | 岡崎市立美川中学校 | 鈴木尚美 教諭 | |



講評及び講演

演題「中学校における消費者教育の実践」 岐阜大学教育学部 大藪千穂 教授

教育は本来「人間発達」を目的としていることから、消費者教育の実施に当たっても、対処療法的な知識の提供だけでなく、世の中の変化に対応した感覚を持ちながら教材や授業内容を工夫していくことが重要であり、また、生徒が自ら正しい情報を選択し、課題を解決できるようになるためには、収集する能力を高めることが大切であるとの御講話をいただきました。

学校での消費者教育を応援します!

無料で講師を派遣します!

学校等における消費者教育を推進するため、教員の消費者教育研究やPTA・生徒向けの研修・授業等へ、無料で講師を派遣しています。是非御活用ください。

● 教員・指導者向け講座

- ・消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
- ・対象者の年齢や特性に応じた教育プログラムの提案
- ・効果的な指導方法の工夫や教材の活用法 など

● 児童・生徒・PTA・一般消費者向け講座

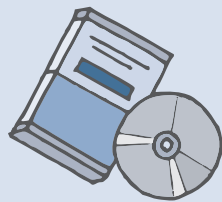
- ・消費者市民社会について
- ・消費者トラブルの紹介と対処法
- ・持続可能な消費の実践
- ・消費者被害や事故を回避する力の育成 など



映像教材を貸出します!

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関する映像等の教材(DVD)の貸出を行っています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などで是非御活用ください。



消費生活情報・消費者教育用教材の提供

消費生活情報あいち暮らしWEB 検索

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

消費者トラブルを始め、幅広い消費生活情報や、消費者市民に必要な知識・情報を発信しています。授業や研修などの資料として御活用ください。

【消費生活情報紙 あいち暮らしっく】

特集 118号:エステに関するトラブルに御注意ください!
テーマ 121号:若者向け特集号

下記アドレスからダウンロードすることができます。
<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/information/kurassic.html>

【消費者教育用教材】

- ・消費者トラブルかるた・トラブル心理チェック
- ・ゲームとミニ芝居で身につけよう!悪質商法撃退法
- ・消費者教育アニメ「かしこい消費者市民になろう!」(教員向けマニュアル、授業用教材ダウンロードあり)など

消費者教育に関する情報・ヒントが満載!

消費者教育ポータルサイト(消費者庁) 検索

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

自分のニーズに合った教材の検索・掲載ができます。是非御活用ください。

お問い合わせはお気軽に、県民生活課まで! 電話052-954-6603

.....消費者ホットライン(身近な相談窓口につながります。).....

トラブルにあったり、不安な場合はお早めに御相談ください。

☎188(いやや!)

最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口



編集:教員情報提供紙ワーキンググループ

森岡 剛洋(県立津島東高等学校)

長尾 真由美(県立半田工業高等学校)

渡辺 大生(県立春日井商業高等学校)

伊藤 敦章(豊川市立小坂井中学校)

橋本 記江(東浦町立北部中学校)

渡部 純次(愛知県教育委員会高等学校教育課)

梶江 竜秀(愛知県教育委員会義務教育課)

柴田 朋宏(名古屋市市民経済局消費流通課)

平松 哉人(愛知県県民生活部県民生活課)

大矢知 有子(愛知県県民生活部県民生活課)

横溝 夏子(愛知県県民生活部県民生活課)